

岳麓書院藏秦簡「秦律令（壹）」徭律訳注（一）

小林 文 治

はじめに

本稿は岳麓書院藏秦簡「秦律令（壹）」徭律の訳注である。岳麓書院藏秦簡とは、二〇〇七年に中国・湖南大学岳麓書院が香港の骨董市場より購入した統一秦のものとされる竹簡群のことである。本竹簡群は朱漢民・陳松長主編『岳麓書院藏秦簡（壹）』（上海辭書出版社、二〇一〇年二月）の出版を皮切りに、これまでに第五冊まで刊行され、本稿で扱う「秦律令（壹）」徭律は陳松長主編『岳麓書院藏秦簡（肆）』（上海辭書出版社、二〇一五年十二月）に収録されている。『岳麓書院藏秦簡（肆）』前言によれば、本書は三九一枚の竹簡を収録し、内容は秦の律令であることから、整理小組はこれら竹簡群を「秦律令（壹）」と命名している。整理小組はこれを三組に分類しており、このうち第一組は05/191簡背面に「亡律」とあることからすべてが亡律の条文とされ、さらに竹簡の内容・長さ・編綴痕・背面の画線及び反印文の検討から、残りは第二組・第三組に分類されている。「亡律」についてはすでに宮宅潔氏による解題及び京都大学・秦代出土文字史料の研究班「岳麓書院藏簡《秦律令（壹）》訳注稿 その（一）」（ともに『東方学報』京都、第九二冊、二〇一七年）。本稿も本来ならば「亡律」より訳注を作成すべきところだが、筆者の専門とする徭役研究に深く関係することから、まず「秦律令（壹）」徭律の訳注を作成する。

徭律は秦漢時代において民が負担する強制労働等について規定し、これまでに睡虎地秦簡「秦律十八種」徭律・張家山漢簡「二年律令」徭律等が知られている。本稿で扱う「秦律令（壹）」徭律は統一秦の徭律としては初めて見つかったもので、学術

的価値は非常に高い。ただし、岳麓書院藏秦簡自体がいわゆる「非発掘簡」であり、さらに『岳麓書院藏秦簡(肆)』第二組も特徴的な筆写方法で記されていることから、本資料を扱う場合は慎重を期さなければならぬ。そこで本稿では、まず最初に「秦律令(壹)」徭律の筆写・配列方法等について触れ、その後訳注を施していきたい。

・凡例

一、本訳注は「原文」次に「校訂文」・「注釈」・「書き下し文」・「現代語訳」の順に列記し、「注釈」中の「(整理小組)」は整理小組注の日本語訳、「按」は筆者の按語を示す。

一、簡番号は「整理小組排列整理番号」、例えば0000000簡と表記する。

一、文中に見える「■」「●」「∠」「≡」は原文で使用されている記号である。このうち、「■」は簡牘頭部が黒塗りされていることを示し、「●」は圈点を示す。「∠」は原文と校訂文・引用文に附し、「≡」(重文符号・合文符号)は訳注部分の原文のみに附し、その他の校訂文・引用史料中では例えば「吏≡」は「吏吏」、「夫≡」は「大夫」のように、記号に従って表記した。

一、引用史料中の各種カッコの意味は次の通り。

() …直前の文字が () 内の通仮字ないし異体字であることを示す。

〈 〉 …直前の文字が 〈 〉 内の文字の誤りであることを示す。

【 】 …原文には記されていないが、文脈・内容から判断して補うべき文字であることを示す。

一、本文中の引用文献は略称を用い、略称の詳細は参考文献で列記した。

以上の凡例は全て工藤元男編『睡虎地秦簡訳注―秦律十八種・效律・秦律雜抄―』(汲古書院、二〇一八年五月)に従った。

一、「秦律令(壹)」徭律の特徴と排列

「秦律令(壹)」に含まれている徭律は、全て第二組に分類されている。特徴的なのは、整理小組による排列によれば前半群と後半群の二つに分けて書かれている点である。徭律のように一つの律が二つないし三つのまとまりに分けて書かれている例

は他にも田律・金布律・司空律がある。この点について『岳麓書院藏秦簡(肆)』では何も説明がされていないが、本書末尾に付されている剥離前の竹簡断面図を見ると、徭律は確かに二つのまともまりに分かれているごとくである。従って冊書の状態の時点で徭律は二つに分けられていたようである。もともと筆跡を見ると、両者は非常に似ており、同筆である可能性がある。前半群の特徴について、前半群は四条で、第一条は147/1232, 148/1257, 149/1269, 150/1408簡、第二条は151/1255, 152/1371, 153/1381簡、第三条は154/1374, 155/1406一簡、そして整理小組は155/1406一簡の後に缺簡を想定する(この点は後述)。そして第四条は156/1295, 157/1294, 158/1236, 159/1231簡と排列している。

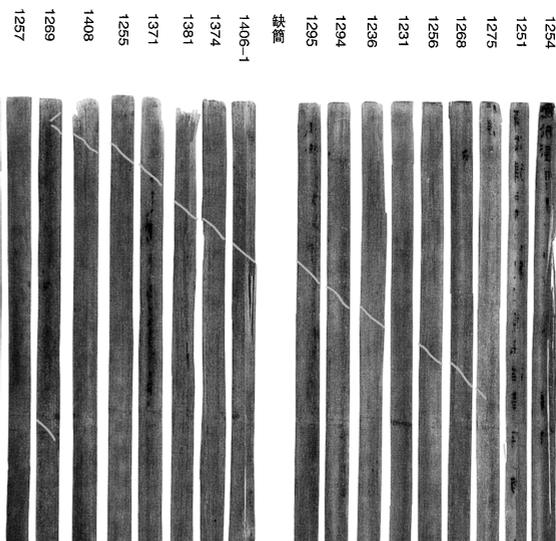
これら前半群のいくつかの竹簡背面には画線が認められる。画線とは、竹簡冊書の背面に数簡に渡って斜めに刻まれた線のこと。錯簡防止等のために刻まれ、冊書の復元根拠の一つとされる。徭律の部分では以下のような画線が確認できる。すなわち、149/1269簡の最上面から右下がり、155/1406一簡まで続き、さらに156/1295簡から162/1275簡の途中まで刻まれているのが確認できる。162/1275簡は傳律なので、画線をもとに簡の接続を想定するなら、徭律から傳律までは連続して編綴されていたごとくである。ただしここにはいくつかの問題も存在する。

まず一点目は、155/1406一簡、缺簡、156/1295簡とどう接続について。実は156/1295簡の画線の始まり、つまり左端の起点は、155/1406一簡の画線の終わり、つまり右端の終点よりも高い位置にある。ただしその差は非常に小さく、155/1406一簡と156/1295簡は直接接続する可能性が高い。150/1408簡と151/1255簡の間も同様の小さいずれがある。このように考える、155/1406一簡と156/1295簡の間に缺簡は想定しなくてもよいくことになる。

二点目は159/1231簡背面には画線が認められない点である。図版を見ると、149/1269簡から162/1275簡までの画線は鮮明に確認できるが、159/1231簡は編綴痕こそ確認できるものの、画線が見えない。編綴痕は他の簡よりも濃く残っている、画線が薄く写真に映らなかつたとは考えにくい。従って159/1231簡にはそもそも画線がなかつたと見るべきであろう。

また149/1269簡は図版では二本の画線が交わっているように見える。一つは次の150/1408簡に続く右下がりの画線で、もう一つは右上がりの画線である。しかし隣の148/1257簡を見ると画線は全く認められない。本稿ではひとまず155/1406一簡と156/1295簡の間に缺簡は想定せず、直接繋がるものとして、159/1231簡については整理小組の排列に従った。

次に後半群について。後半群は三条で、第一条は244/1241, 245/1242, 246/1363, 247/1386簡、第二条は248/1394, 249/1393, 250/1429, 251/1420, 252/1424簡、第三条は253/1305, 254/1355, 255/1313, 256/0913簡と排列されている。



図一—— 前半群の背面画線図（陳松長編『岳麓書院藏秦簡（肆）』の写真に基づき、筆者が画線を表記）

後半群の背面には画線が認められない。その代わり、複数の簡に反印文が認められる。反印文とは埋葬された時点で冊書であった竹簡群が、何らかの力によって圧迫された際、外側に排列されていた竹簡の文字がそのすぐ内側の竹簡の背面に鏡文字のごとく残ったもの。これも排列復元の根拠の一つとされる。249/1241簡の下部および245/1242簡の上部と下部にはかなり鮮明に残り、246/1363・247/1386簡にはわずかに墨痕が見られるのみ、248/1394簡には中部にわずかに墨痕が、249/1393簡～251/1420簡には中部から下部にかけて薄く残り、252/1424簡中部にはやや濃く残り、253/1305簡には上部から中部にかけてわずかに文字の痕跡が、254/1355簡には中部から下部にかけてまばらだが広く、255/1313・256/0913簡にはほとんど文字の痕跡はないがわずかに墨痕が確認できる。本稿ではひとまず整理小組の排列に従った。

最後に徭律で頻出する語について触れておきたい。律文中には「繇（徭）」という語が頻出する。これは民が負担する労役の一つで、伝世文献や一般名詞として用いられる「徭役」とは区別される法律用語である。広瀬薫雄・楊振紅氏によれば、秦漢時代、民の労役には「徭」と「更卒」があり、「徭」は必要に応じて徴発される臨時的労役、「更卒」は定期的な輪番交代によって行われる労役である（広瀬二〇〇九、楊二〇一五①）。本稿では、律文中に見える「繇（徭）」について広瀬・楊両氏の解釈を採用し、全てカギカッコ付きで表記する。

本稿では徭律全七条のうち、前半群に含まれている二条の訳注を掲載する。残りの五条は次号以降掲載する予定である。

二、「秦律令（壹）」徭律詁注

第一条： 147/1232, 148/1257, 149/1269, 150/1408

原文

徭律曰興繇及車牛及興繇而不當者及擅傳人屬弟子人復 = 子小敖童弩鄉嗇夫吏主者賞	147/1232
各二甲尉 = 史士吏丞令 = 史見及或告而弗効與同鼻弗見莫告賞各一甲 / 給邑中事傳送委輸先	148/1257
悉縣官車牛及徒給之其急不可留乃興繇如律不先悉縣官車牛徒而興黔首及其車牛以發	149/1269
繇力足以均而弗均論之	150/1408

校訂文

繇(徭)律曰、興繇(徭)及車牛(一)及興繇(徭)而不當者及擅傳(使)人屬弟子(二)・人復復子(三)・小敖童(四)、弩(五)・鄉嗇夫吏主者、賞各二甲。尉・尉史・士吏・丞・令・令史見及或告弗効(七)、與同鼻(八)。弗見莫告(九)、賞各一甲。給邑中事(一〇)・傳送・委輸(一一)、先悉縣官車牛及徒給之、其急不可留、乃興繇(徭)如律。不先悉(一二)縣官車牛・徒而興黔首及其車牛以發繇(徭)、力足(一三)以均而弗均(一四)、論之。

注釈

〔一〕車牛〔按〕「車牛」は牛車のこと（『語彙辞典』、二二五頁）。「車牛」の修繕等に関する規定は「秦律十八種」司空律一九三・一九四簡に見える。「徭」における車牛の供出については、「二年律令」徭律第四一―一簡に「發傳送、縣官車牛不足、令大夫以下有訾（貲）者、以訾（貲）共出車牛及益、令其母訾（貲）者與共出牛食・約・載具」とある。これによれば「伝送」労役の場合、まずは県官の車牛が使用され、県官に車牛が不足している場合、大夫以下の爵位を持つ者が資産に応じて車牛を供出していた。

〔二〕人屬弟子〔整理小組〕ある場合は「人弟子」と略称し、官府の弟子と対応するような私人が受け入れた弟子を指す。

「二年律令」傳律（訳者注：第三六五簡）に「疇官各從其父疇、有學師者學之」とある。「按」整理小組は本条の「弟子」を張家山漢簡「二年律令」傳律に見えるような「職能者の弟子」と考えている。ことくだが、「弟子」は「秦律雜抄」第三三四～三五簡「除弟子律」にも見え、その「弟子」を『商君書』境内篇に見える「庶子」のこととする説がある（工藤二〇一八、三四五頁）。「庶子」は、平時には有爵者のもつて一定期間使役され、戦時には從卒となる者（工藤二〇一八、三四五頁）。なお、職能学習者の徵發を制限する規定は他にも「二年律令」史律第四八四簡に「□□學佾敢擅繇（徭）使史・ト・祝學童者、罰金四兩」とあり、ここでは史・ト・祝の「學童」は使役を制限されている。

〔三〕人復生子〔整理小組〕ある場合は「人復子」と略称し、徭役を免除された者の子を指す。「按」復は、復除のこと。漢代では里典・父老・郵人などが復除対象として知られるが、その子についての規定は未だ見えない。

〔四〕小教童〔整理小組〕ある場合は「教童」と称し、傳籍年齢に達していない男子を指す。「按」教童は睡虎地秦簡に二例見られ、先行研究では様々に解されている。これらをまとめた胡平生氏は①傳籍に登録される前の子供、②徭役負担年齢に達していない子供、③成年身長に達していない子供、④健康な子供、⑤大きな、壮健な子供、⑥放浪して遊んでいる子供、いわゆる「悪少年」、⑦「豪奴」という特殊身分等の説を挙げ、胡氏自らは「一七歳から一五歳までの未だ傳籍に登録されていない子供」と解している（胡二〇一八）。また本条には「小教童」という語があり、「教童」とは区別されている。このことについて、胡氏は「一七歳から一五歳までの子供の低年齢の低い者、すなわち一五歳の子供」、もしくは「一七歳から一五歳までの子供の中で小柄の者」の二説を提示している（胡二〇一八）。

〔五〕弩〔整理小組〕弩の射手。弩の射手は射撃訓練を徭役に当てることができた。「二年律令」徭律（訳者注：四一四簡）に「縣弩春秋射各旬五日、以當繇（徭）」とある。弩はあるいは「奴」の仮借と解し、私家奴隸の意か。奴隸は隸属する身分であるので、徭役に服する義務はない。「按」整理小組は本句の「弩」をそのまま読むか、「奴」の仮借とするかの二説を提示するが、後文の徭律第四条（156/1295,157//1294,158/1236,159/1231）に「奴」が見え、原簡を見ると明確に書き分けられている。従って本条はそのまま「弩」と読む。

ここでの「弩」は「發弩」のことであろう。「二年律令」秩律第四四五簡には「中發弩（中央官）」「枸（勾）指發弩」「郡發弩」が見え、里耶秦簡にも「發弩」が見えることから、秦及び漢初では中央・郡県に置かれたこととくである。本句の「弩」はおそらく「県發弩」であろう。その理由として、「秦律令（壹）」第三組（69/159,370/158,371/0717簡）に「丞相其以制明告郡縣、

及母令吏以苛繇(徭)奪黔首春夏時、令皆明焉、以爲恆。不從令者、貲丞・令・令史・尉・尉史・士[□]吏・發弩各二甲」とあり、春夏の農繁期に民を「徭」に徵発することを禁じる規定の中で、科罰対象として発弩が見え、やはり発弩が「徭」運営に携わっていることが窺えること、さらにここで列挙されている官吏は全て県所属の官吏であること、「郷発弩」は未だ用例がないことが挙げられる。

〔六〕興繇^レ弩〔按〕「興繇」から「弩」までは三つの「及」によって各身分呼称が列挙され、最初の「興」がどこまでかかるのか判断が難しい。文中の「興繇(徭)而不當者」は「徭」を興しても(徭)の徵発に「当たらない者」という意、「擅傳(使)人屬弟子・人復復子・小敖童」は「勝手に私人の弟子・復除対象の子・小敖童を使役する」という意で、ここまで「興」をかけることは不自然と思われる。ここではひとまず「興」は「繇(徭)及車牛」にのみかかるとみなした。

〔七〕見及^レ弗効〔按〕「見」については「二年律令」金布律第四三〇簡に「租・質・戸賦・園池入錢 縣・道官勿敢擅用、三月壹上見金・錢數二千石官、二千石官上丞相・御史」とあるのが参考になる。ここでは租・質・戸賦・園池で得られた錢が県官に納入された後、三ヶ月に一度金錢を二千石官に報告して「見」しなければならぬと規定されており、この金布律の「見」は検査・確認の意と考えられる。これより、本文の「見」も検査・確認の意と解した。

〔告〕は告発のこと。「効」は「告」と同様、犯罪発覚後、本格的な取り調べが開始される最初の行為であるが、その具体的行為については、①官僚系統内部での告発、②官による告発、③犯罪行為を知見した吏が、その状況のある程度確認した上で、その詳細を記した文書を作成し、それを県・県獄に送付して断獄手続きの開始を命じること、④犯罪者について獄に通告し、その身柄を護送する行為など諸説ある(徐一九九六、三二三頁。粗山二〇〇六、五九・六〇頁。宮宅二〇一一、二八八頁。『語彙考証』、七三頁。鷹取二〇一五、五二四頁)。

〔八〕與同臯〔按〕本句は弩・「郷齋夫吏主者」が貲二甲、尉・尉史・士吏・丞・令・令史が「見」「告」「効」を怠った場合は「與同臯」、すなわち弩・「郷齋夫吏主者」と同等の貲二甲が科されることを規定する。ここで弩・「郷齋夫吏主者」と尉・尉史・士吏・丞・令・令史の科罰が分けて記されているのは、弩・「郷齋夫吏主者」が民の「興繇(徭)」を実行する官吏だからだろう。

〔九〕弗見莫告〔按〕「見」については前掲注〔七〕参照。本部分は「確認せず、また告発もしない」意に解した。

〔一〇〕邑中事〔按〕「邑中事」について、「秦律十八種」徭律第一八三簡に「邑中之紅(功)」という語が見られ、整理本現

代語訳は「県内の徭役」とする。鷲尾裕子氏はこれを「聚落の維持に必要な作業」と解す（鷲尾二〇〇九、五四頁）。

〔一一〕 傳送委輸〔按〕「傳送」「委輸」はともに輸送労働。〔二年律令〕徭律第四一・四二二簡に規定があり、また「秦律令〔壹〕」徭律にも詳細な規定が見られる。また、里耶秦簡の二簡に「廿七年二月丙子朔庚寅、洞庭守禮謂縣畜夫卒史嘉・段（假）卒史毅・屬尉。令曰「傳送・委輸必悉行城旦春・隸臣妾・居貲贖責（債）。急時不可留、乃興繇（徭）」とあり、洞庭郡守からの下行文書の中に本条と類似した文言を含む令が引用されている。

〔一二〕 悉（整理小組）「尽くす」意。『漢書』卷三九蕭何伝に「悉所有佐軍」、顔師古注に「盡也」とある。

〔二三〕 力足以〔按〕「力足以」という構文は律文中に散見する。例えば「二年律令」捕律第一四二簡に「力足以追捕捕之」とあり、「……する能力がある」という意。

〔一四〕 均〔整理小組〕配分の意。睡虎地秦簡「爲吏之道」（訳者注：第六七一簡・參）に「均繇（徭）賞罰」とある。「均繇」はあるいは「平繇」に作るか。『漢書』卷二九溝洫志に「平繇行水」、顔師古注に「平繇者、均齊渠堰之力役、謂俱得水利也」とある。

書き下し文

徭律に曰く、徭及び車牛を興す、及び徭を興すも當らざる者あり、及び擅に人の屬の弟子・人の復の復子・小敖童を使えば、弩・郷畜夫の吏主者は、貲各々二甲。尉・尉史・士吏・丞・令・令史の見る及び或いは告するも効せずんば、與に同辜。見ずして告せずんば、貲各々一甲。邑中の事・傳送・委輸に給するに、先ず縣官の車牛及び徒を悉くして之を給し、其し急ぎて留む可からずんば、乃ち徭を興すこと律の如くせよ。先ず縣官の車牛・徒を悉くせずして黔首及び其の車牛を興して以て徭を發す、力、以て均うするに足るも均うせずんば、之を論ぜよ。

現代語訳

徭律に言う。「徭」・車牛を徵發する時、「徭」を徵發するのに当たらない者がいたり、勝手に人の弟子・復除対象者の子・「小敖童」を使役したら、発弩・郷畜夫の責任者は、それぞれ貲二甲に処す。尉・尉史・士吏・丞・令・令史が確認あるいは告発しても「効」を行わなかったら、ともに同罪。確認せず、告発もしなかったら、それぞれ貲一甲に処す。「邑中」の労働・

「伝送」「委輸」を行う際は、まず県官の車牛と「徒」をことごとく徴発して労役に当たらせ、緊急で滞らせてはいけなければ、律に従い「徭」を徴発せよ。県官の車牛と「徒」をことごとく徴発しないで黔首及び彼らの車牛を徴発して「徭」を実行したり、労働力を均等にできるのにそうしなかつたら、論及せよ。

第二条：151/1255,152/1371,153/1381

原文

● 繇律曰補繕邑院除田道橋穿汲池漸奴苑皆縣黔首利墾自不更以下及都官及諸除有爲

151/1255

殿及八更其院老而皆不直更者皆爲之冗宦及冗官者勿與除郵道橋駝道行外者令從戶

152/1371

□□徒爲之勿以爲繇

153/1381

校訂文

● 繇(徭)律曰、補繕邑院(一)、除田道・橋(二)、穿汲(波(陂))池(三)、漸(塹)(四)奴苑(五)、皆縣黔首利墾(也)、自不更以下及都官及諸除有爲殿(也)(六)、及八更(七)、其院老(八)而皆不直更(九)者、皆爲之。冗宦(一〇)及冗官(一一)者、勿與。除郵道・橋・駝(馳)道(一二)、行外(一三)者、令從戶□□徒爲之、勿以爲繇(徭)(一四)。

注釈

〔一〕補繕邑院〔按〕「繇」以下の五字は摩滅しており判読できない。こゝでは整理小組織文に従う。本条「補繕邑院」から「漸(塹)奴苑」までは、「二年律令」徭律第四一三・四一四簡に「補繕邑院、除道・橋、穿波(陂)池、治溝渠、塹奴苑、自公大夫以下(上)□勿以爲繇(徭)」とあり、非常によく似た文言がある。従ってこれら各種労働は秦末漢初を通して「徭」に含まれるものとされていた。さらに「二年律令」田律第二四六(二四八簡には「十月爲橋、脩波(陂)堤、利津梁。雖非除道之時而有陷敗不可行、輒爲之。郷部主邑中道、田主田道」とあり、橋の建設、水利施設の修復等は一〇月にすべきとされている。これは一般に一〇月が冬の農閑期に当たるからであろう。このような土木作業等の記述は青川木牘にも見える。以上のことから、民の生活に関わる労働は「徭」に算入、つまり官に管理され、また行う期間も決まっていたことが窺える。さらに

上記田律からは、邑中の道は郷が主管し、田の道は田が主管することとされている。これからすると、本条に見える各種労働も、その行われる場所によって主管する官が異なっていたのだろう。

「院」は、建物を囲む壁のこと（『秦簡牘合集』、二七一・二七二頁）。従って「邑院」は「邑」を囲む壁のこと（『二年律令与奏讞書』、二四九頁）。

〔二〕 除田道橋〔按〕「除」は道路等の整備作業のこと。伝世文献には「除道」が参見する。すなわち、『漢書』卷六四朱買臣伝に「會稽聞太守且至、發民除道、縣吏竝送迎、車百餘乘」とあり、朱買臣が会稽太守に任じられ、任地に着任する際、郡が民を徴発して「除道」し、朱買臣を迎え入れている。また里耶秦簡「徒簿」には城旦舂等の刑徒が「除道」に従事していたことが見える。「二年律令」田律第二四六・二四七簡には「九月大除道・阪險」とあり、漢律において「除道」は九月にすべきとされている。

〔三〕 穿汲池〔整理小組〕「波池」の訛字。「二年律令」徭律（訳者注・本条注〔一〕）引「二年律令」徭律を参照。「波」は「陂」の仮借で、陂池はすなわち池や湖のこと。段玉裁『説文解字注』に「陂得訓池者、陂言其外之障、池言其中所蓄之水」とある。

〔四〕 漸〔整理小組〕溜池や道路を掘ること。『史記』卷六秦始皇本紀に「塹山堙谷」とある。

〔五〕 奴苑〔整理小組〕水が溜まって流れ出ない様子。『水経注』卷一「澗水」に「水不流曰奴」とある。

〔六〕 除〔整理小組〕免除のこと。『漢書』卷八九循吏伝に「招下縣子弟以爲學官弟子、爲除更繇」とあり、顔師古注に「不令從役也」とある。〔按〕「除」について、「二年律令」徭律第四一三簡に「免老・小未傅者・諸有除者」とあるように、免除の意で用いられることもあるが、「秦律十八種」司空律第二二七簡に「司寇勿以爲僕・養、守官府及除有爲殿（也）」とあり、本文と全く同じ構文が見える。これについて、整理小組は「除」を「任用」と解しており、当該句は「司寇が僕や養になったり、官府を守衛したり、また任用されて（他の）職務に就いたりしてはならない」と訳出できる（工藤二〇一八、二〇六・二〇七頁）。これに鑑み、本文「除」字も「免除」ではなく「任用」の意とし、「諸々の任用されて自己の職務がある者」と解した。このように解すと、本部分前段の「都官」も都官に関する何かの人群を指すと考えられるが、具体的にどのような者を指すのかは判然としない。

〔七〕 八更〔整理小組〕踐更を八回行うこと。本句は踐更を八回行うと徭役を免除されることを指すのかもしれない。二

年律令」史律（訳者注・第四八五簡）に「佐爲吏盈廿歲、年五十六、皆爲八更」とある。「按」踐更は「更卒」労役の交代方式のこと。更卒は、数ヶ月に一回郡県に番上し各種労働に従事する労役。踐更の方式については濱口重国氏以来諸説あったが、出土文字資料に「数字＋更」という記述が散見し、これが踐更の交代方式を示すものとして注目され、研究が進展した。楊振紅・広瀬薫雄・宮宅潔各氏によれば「数字＋更」は整理小組が説明するような踐更を何回行つたかという数字ではなく、例えば「八更」ならば八回に一回輪番が回ってくるというように、「数字＋更」の数字に一回輪番を担当するという方式（楊二〇一五、広瀬二〇〇九、宮宅二〇一二）。従つて更数が多ければ多いほど負担が軽いことになる。本条の「八更」は「二年律令」史律第四八四・四八五簡では「史・ト年五十六、佐爲吏盈廿歲、年五十六、皆爲八更。六十、爲十二更」。五百石以下至有秩爲吏盈十歲、年當院老者、爲十二更、踐更」とあるように、一二更について輪番回数が少ない。すると八更は一定の年数を経てやつと到達できる更数だったのかもしれない。さらに「二年律令」史律を参照すると、八更となつた者は既に高齢となつていたことが想定される。このように考えると、本段で何故八更と院老が「補繕邑院」を始めとする各種労働に参加しなければならぬか説明できる。すなわち、「補繕邑院」を始めとする各種労働は輸送労働とは異なり、遠方に向かう必要のない労役である。従つて「八更」「院老」のごとく一定の高齢となつた者でも参加しなければならぬものではなかつたのではないかと。

〔八〕院老〔整理小組〕一定の年齢に達し、徭役の半分を免除された者のこと。爵位が高ければ高いほど院老に達する年齢が低くなる。「二年律令」徭律（訳者注・第四〇七簡）に「院老各半其爵繇（徭）」とある。〔按〕院老の労役優遇措置については、整理小組引「二年律令」徭律第四〇七簡に「院老各半其爵繇（徭）員、入獨給邑中事」とあるように、漢初では自分の持つ爵位に応じた労役日数の半分を消化すればよく、さらに「邑中事」にのみ従事すればよいことが知られる。

〔九〕直更〔整理小組〕更役に当たること。『漢書』卷九二遊俠伝に「每至直更」、顔師古注に「直、次當爲更也」とある。〔按〕整理小組の言う「更役」とは、更卒の役のこと。更卒については注（七）参照。

〔一〇〕冗宦〔整理小組〕「冗」は、散。「宦」は、宦皇帝のこと。〔按〕本注及び注（一一）の「冗」は「更」と対応する概念。これらに関しては広瀬薫雄・楊振紅・宮宅潔各氏が検討しているが、諸説一致していない。すなわち、広瀬氏は「冗」を常勤、「更」を半官半民の非常勤と解するのに対し、楊氏は「冗」と「更」を唐代の「長上」と「上番」になぞらえ、通常の官吏（「冗」と官吏の定員外の就労者（「更」とし、宮宅氏は楊氏の理解に概ね従つた上で、「冗宦」を通常は輪番勤務である者たち（「更」）の中で、特に「冗」とされ輪番から外された者とする（広瀬二〇〇九、三一〇・三一頁。楊二〇一五、二

一五〇二一八頁。宮宅二〇一二、一八頁。

整理小組は「宦」を張家山漢簡に散見する「宦皇帝」に比定する。「宦皇帝(者)」は睡虎地秦簡では「宦者」とも表記され、皇帝(統一前は王)の近従者(『秦簡牘合集』、二七三頁)。

〔一一〕冗官〔整理小組〕散史のこと。〔按〕「冗官」については前掲注〔一〇〕参照。本条では「冗宦」「冗官」が「邑中事」に携わることが禁じているが、その理由は、両者はともに「冗」すなわち常勤の有職者であり、ほぼつねに本籍地から離れているため、本条にある各種労働に参加できないからではないだろうか。

〔一二〕郵道橋駝道〔按〕「郵道・橋」は「郵」が用いる道・橋のこと。「馳道」は天子専用の道路。本条では「田道・橋」と「郵道・橋」「馳道」の整備作業が分けて規定されている。これは「田道・橋」が郡県の民の生活等に直接関わる設備であるのに対し、「郵道・橋」「馳道」は地方行政や朝廷に直接関わり、郡県の民にはあまり関係がないため、その管理方法も区別されていたからであろう。

〔一三〕行外〔整理小組〕外地へ徭役に行くこと。〔按〕本部分「外」字をどのように解すかで意味が異なる。すなわち、「外」を県外と解せば、隣県へ赴いて徭役に服すのも「行外」であり、「外」を郡外と解せば、例えば咸陽での徭役など、長い期間を必要とする場合のみ「行外」と表現すると解することもできる。ここでは上記二つの解釈を提示するに留める。

〔一四〕●繇爲繇〔按〕USCIB簡は摩滅が激しく判読しにくい。ここでは整理小組釈文に従う。本条は「邑院」・橋の保守・修復、溜池の保守・開鑿など、民の生活に直接関わる活動のうち、特に土木工事について徵発対象を規定している。このような民の生活に直接関係する労働は前条にも「邑中事」が見える。では、本条と「邑中事」とはどのような関係にあるのか。「邑中事」は本条注〔八〕引「二年律令」徭律にも見え、そこでは「院老」が唯一行うべき労働と規定されている。翻つて本条を見ると、本条に列挙されている諸労働についてもやはり「院老」が負担対象とされている。すると本条は「邑中事」の細則規定という推測が成り立つ。

書き下し文

●徭律に曰く、邑院を補繕す、田の道・橋を除く、陂池を穿つ、奴苑を墾^すは、皆な縣の黔首の利なるや、不更自り以下及び都官及び諸々の除せられて爲すこと有り、及び八更、其の院老にして皆な更に直ざる者は、皆な之を爲せ。冗宦及び冗官は、

與る勿れ。郵の道・橋・馳道を除く、行外の者は、從戸□□徒をして之を爲さしめ、以て徭と爲す勿れ。

現代語訳

徭律に言う。「邑院」を修復したり、田の道・橋を整備したり、溜池等を造成したりするのは、県の黔首の利益であるから、不更以下・都官・諸々の任用されて自己の職務がある者・「八更」・院老であつてすべて踐更の輪番から外れた者は、皆これらを行え。常勤の「宦者」・官吏は、携わつてはいけない。郵の道・橋・馳道の整備・「行外」の者は、「從戸□□徒」によつて行い、「徭」としてはいけない。

参考文献

『二年律令与奏讞書』 彭浩・陳偉・工藤元男『二年律令与奏讞書——張家山二四七号漢墓出土法律文獻釈読』（上海古籍出版社、二〇〇七年八月）

『秦簡牘合集』

武漢大学簡帛研究中心・湖北省博物館・湖北省文物考古研究所編、陳偉主編『秦簡牘合集（壹）』（武漢大学出版社、二〇一四年二月）

『語彙辞典』

京都大学人文科学研究所簡牘研究班編『漢簡語彙 中国古代木簡辞典』（岩波書店、二〇一五年三月）

『語彙考証』

富谷至編『漢簡語彙考証』（岩波書店、二〇一五年三月）

徐一九九六

徐世虹『漢劾制管窺』（中国社会科学院簡帛研究中心編『簡帛研究』第二輯、法律出版社、一九九六年）

初山二〇〇六

初山明『秦漢時代の刑事訴訟』（同『中国古代訴訟制度の研究』第二章、二〇〇六年二月）

鷺尾二〇〇九

鷺尾裕子『漢代における更卒と正』（同『中国古代の専制国家と民間社会——家族・風俗・公私』第一章、立

命館東洋史学会、二〇〇九年一〇月）

広瀬二〇一〇

広瀬薫雄『張家山漢簡『二年律令』史律研究』（同『秦漢律令研究』第七章、汲古書院、二〇一〇年三月）

宮宅二〇一一

宮宅潔『「劾」をめぐる——中国古代訴訟制度の展開』（同『中国古代刑制史の研究』第六章、京都大学学

術出版会、二〇一一年一月）

宮宅二〇一二

宮宅潔『漢代官僚組織の最下層——「官」と「民」のはざま』（『東方学報』京都、第八七冊、二〇一二年）

陳松長二〇一二 陳松長「岳麓書院藏秦簡中的徭律例說」(《出土文獻研究》第二輯、中西書局、二〇一二年一月)

陳偉二〇一四 陳偉「岳麓書院秦簡《徭律》的幾個問題」(《文物》、二〇一四年第九期)

鷹取二〇一五 鷹取裕司「断獄手續きにおける「劾」」(同『秦漢官文書の基礎的研究』第三部第二章、二〇一五年三月)

楊二〇一五 楊振紅「秦漢簡中的「冗」「更」与供役方式」(同『出土簡牘与秦漢社会(統編)』第九章、廣西師範大学出版社、二〇一五年一月)

朱二〇一六 朱德貴「岳麓秦簡所見徭制問題分析—兼論奴徭和吏徭」(『江西師範大學學報(哲學社会科学版)』、二〇一六年第四期)。

胡二〇一八 胡平生「也說「敖童」(簡帛網、二〇一八年一月八日、http://www.bsm.org.cn/show_article.php?id=2966)。

工藤二〇一八 工藤元男編『睡虎地秦簡訳注—秦律十八種・效律・秦律雜抄—』(汲古書院、二〇一八年五月)

(本学長江流域文化研究所招聘研究員)